

日本体育・スポーツ政策学会  
第32回大会 プログラム・抄録集

文化としての  
スポーツの政策を考える

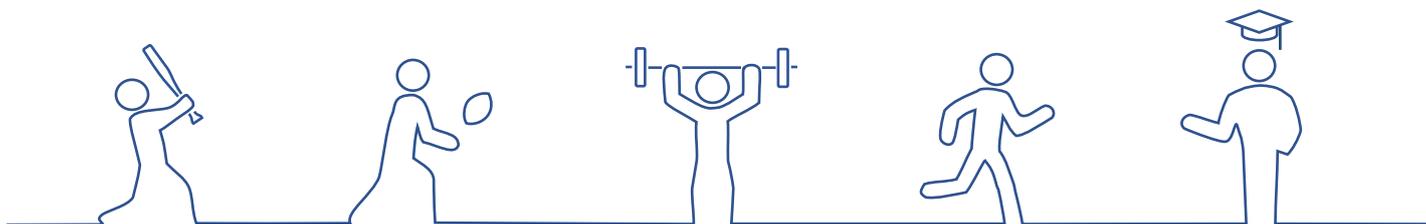
会 期： 2022年11月26日（土）、27日（日）

会 場： 東京成徳大学 東京キャンパス

日本体育・スポーツ政策学会第32回大会実行委員会

主 催： 日本体育・スポーツ政策学会

後 援： スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター



## 目 次

プログラム .....	1
東京成徳大学（東京キャンパス）構内案内図.....	5
一般発表者の演者の皆さまへ .....	6
障害者等への合理的配慮について.....	7
<b>【基調講演】</b> .....	9
「文化政策からスポーツ政策を考える—文化政策と比較して考える—」	
講演者 小林真理（東京大学大学院）	
<b>【シンポジウム】</b> .....	13
「文化としてのスポーツの政策を考える」	
コーディネーター 齋藤健司（筑波大学）	
シンポジスト 清水諭（筑波大学）	
横山勝彦（同志社大学）	
小林真理（東京大学）	
<b>【特別企画】</b> .....	17
「東京五輪の政策過程から見えてきたもの」	
講演者 中村祐司（宇都宮大学）	
<b>【一般研究発表】</b> .....	21
セッション I（6304 室）	
座長：成瀬和弥（筑波大学）	
1-1 南方隆太（筑波大学）・齋藤健司（筑波大学） .....	22
小学生軟式野球クラブへの参加及び継続の要因に関する研究	
1-2 山本紗彩子（慶應義塾大学大学院） .....	23
スポーツ NPO における財政面の現状と課題 —持続可能性指標を用いた考察—	
1-3 尾原弘恭（関西医療大学）・横山勝彦（同志社大学） .....	24
中学校運動部活動の地域移行に関する一考察	

セッションⅡ (6304 室)

座長：松畑尚子 (龍谷大学)

2-1 有吉忠一 (同志社大学)・横山勝彦 (同志社大学) .....25

スポーツの本質的価値についての一考察 ―コミュニティ・ガバナンスの視点から―

2-2

高波宗人 (鹿屋体育大学大学院)・山田理恵 (鹿屋体育大学)・森克己 (鹿屋体育大学) .26

イギリスの剣道家のジェンダー観に関する研究 ―アンケート調査結果を中心に―

セッションⅢ (6304 室)

座長：高橋義雄 (筑波大学)

3-1 米村真悟 (放課後 NPO アフタースクール)・横山勝彦 (同志社大学) .....27

スポーツ振興の実装に期する政策評価の検討

3-2 阿部拓真 (早稲田大学大学院)・木村和彦 (早稲田大学)・作野誠一 (早稲田大学) ...28

日本におけるスポーツ政策の展開からみる道具的正当化に関する一考察

―文化政策の特質を手がかりに―

3-3 齊藤富廣 (筑波大学)・齋藤健司 (筑波大学) .....29

スポーツ・健康まちづくり施策の政策体系に関する研究

3-4 植田俊 (東海大学)・山崎貴史 (北海道大学) .....30

視覚障害者の視点からみた「共生社会ホストタウン」事業に関する研究

# 日本体育・スポーツ政策学会第32回大会 プログラム

## 大会テーマ

文化としてのスポーツの政策を考える

## 趣 旨

スポーツ基本法ではスポーツは世界共通の人類の文化であると示され、スポーツが社会や生活に果たす多面的な役割に鑑みてスポーツ政策が多様に行われている。しかしながら、文化としてのスポーツの政策とは何か、スポーツを通じて幸福で豊かな生活、心身ともに文化的な生活を営むうえでどのような政策が必要であるのかについては、これまで十分な議論は行われてこなかった。本大会では、文化としての体育やスポーツのための政策を考えることで、今後の体育・スポーツ政策の在り方や課題を考究する。

1. 会 期： 2022年11月26日（土）から 2022年11月27日（日）まで
2. 会 場： 東京成徳大学 東京キャンパス  
（住所）〒114-0033 東京都北区十条台 1-7-13  
（アクセス）JR 埼京線「十条駅」南口下車徒歩 5 分  
JR 京浜東北線「東十条駅」南口下車徒歩 10 分
3. 主 催： 日本体育・スポーツ政策学会
4. 主 管： 日本体育・スポーツ政策学会第32回大会実行委員会
5. 後 援： スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター
6. 日 程：

<大会1日目：11月26日（土）>

9:30 – 受付開始

10:00 – 11:00 一般研究発表：セッション1（6304室）  
※各20分（発表15分＋質疑応答）

座長：成瀬和弥（筑波大学）

1-1（10:00 – 10:20）

○南方隆太（筑波大学）・齋藤健司（筑波大学）

小学生軟式野球クラブへの参加及び継続の要因に関する研究

1-2（10:20 – 10:40）

○山本紗彩子（慶應義塾大学大学院）

スポーツNPOにおける財政面の現状と課題（仮） —持続可能性指標を用いた考察—

1-3 (10:40 – 11:00)

○尾原弘恭 (関西医療大学)・横山勝彦 (同志社大学)  
中学校運動部活動の地域移行に関する一考察

11:05 – 11:45 一般研究発表：セッションII (6304 室)

※各 20 分 (発表 15 分+質疑応答)

座長：松畑尚子 (龍谷大学)

2-1 (11:05 – 11:25)

○有吉忠一 (同志社大学)・横山勝彦 (同志社大学)  
スポーツの本質的価値についての一考察 —コミュニティ・ガバナンスの視点から—

2-2 (11:25 – 11:45)

○高波宗人 (鹿屋体育大学大学院)・山田理恵 (鹿屋体育大学)・森克己 (鹿屋体育大学)  
イギリスの剣道家のジェンダー観に関する研究 —アンケート調査結果を中心に—

12:00 – 12:45 理事会 (6301 室)

13:00 – 13:45 総会 (6304 室)

14:00 – 15:00 基調講演 (6304 室)

「文化政策からスポーツ政策を考える—文化政策と比較して考える—」

●講演者

小林真理 (東京大学大学院)

15:15 – 17:30 シンポジウム (6304 室)

「文化としてのスポーツの政策を考える」

●コーディネーター

齋藤健司 (筑波大学)

●シンポジスト

清水諭 (筑波大学)

横山勝彦 (同志社大学)

小林真理 (東京大学)

<大会 2 日目 : 11 月 27 日 (日) >

9:00 – 受付開始

9:30 – 10:50 一般研究発表 : セッション III (6304 室)  
※各 20 分 (発表 15 分 + 質疑応答)

座長 : 高橋義雄 (筑波大学)

3-1 (9:30 – 9:50)

○米村真悟 (放課後 NPO アフタースクール) ・横山勝彦 (同志社大学)  
スポーツ振興の実装に期する政策評価の検討

3-2 (9:50 – 10:10)

○阿部拓真 (早稲田大学大学院) ・木村和彦 (早稲田大学) ・作野誠一 (早稲田大学)  
日本におけるスポーツ政策の展開からみる道具的正当化に関する一考察  
—文化政策の特質を手がかりに—

3-3 (10:10 – 10:30)

○齊藤富廣 (筑波大学) ・齋藤健司 (筑波大学)  
スポーツ・健康まちづくり施策の政策体系に関する研究

3-4 (10:30 – 10:50)

○植田俊 (東海大学) ・山崎貴史 (北海道大学)  
視覚障害者の視点からみた「共生社会ホストタウン」事業に関する研究

11:00 – 12:15 特別企画 (6304 室)

「東京五輪の政策過程から見えてきたもの」

●講演者

中村祐司 (宇都宮大学)

**7. 参加費 :**

一般会員 5,000 円、学生会員 1,000 円、会員外 5,000 円、会員外院生 1,000 円  
※学部生は、学生証を提示し確認された場合は無料となります。

**8. お問い合わせ :**

日本体育・スポーツ政策学会第 32 回大会実行委員会事務局  
(Email) [sportseisakugakkai@gmail.com](mailto:sportseisakugakkai@gmail.com)

**日本体育・スポーツ政策学会第32回大会実行委員会**

- ・委員長 出雲 輝彦（東京成徳大学）
- ・副委員長 齋藤 健司（筑波大学）
- ・受付・会計 眞鍋 隆祐（彰栄保育福祉専門学校）
- ・広報・プログラム 木藤 友規（順天堂大学）

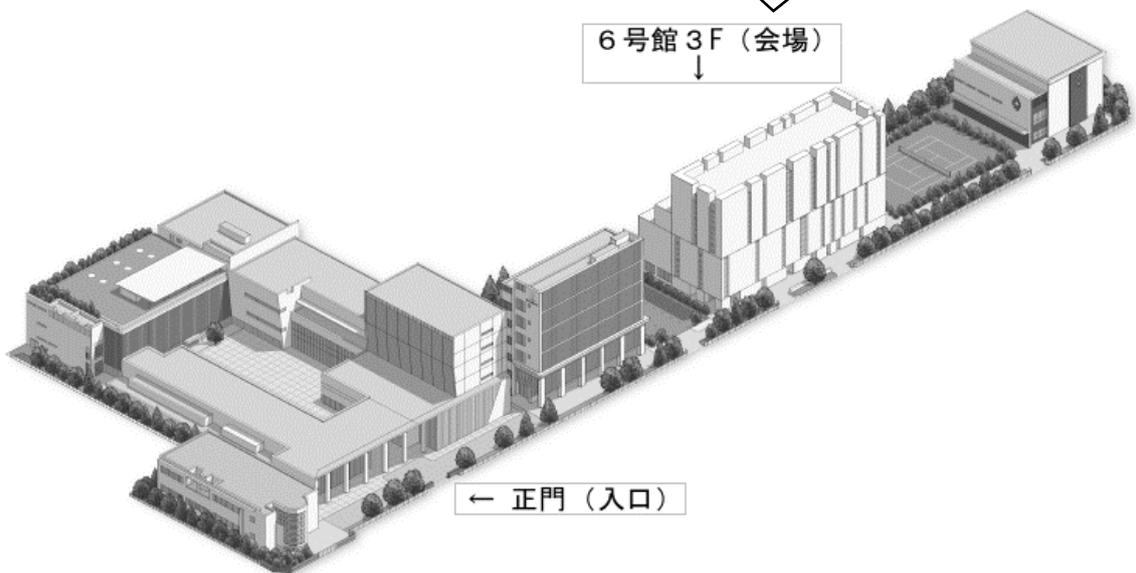
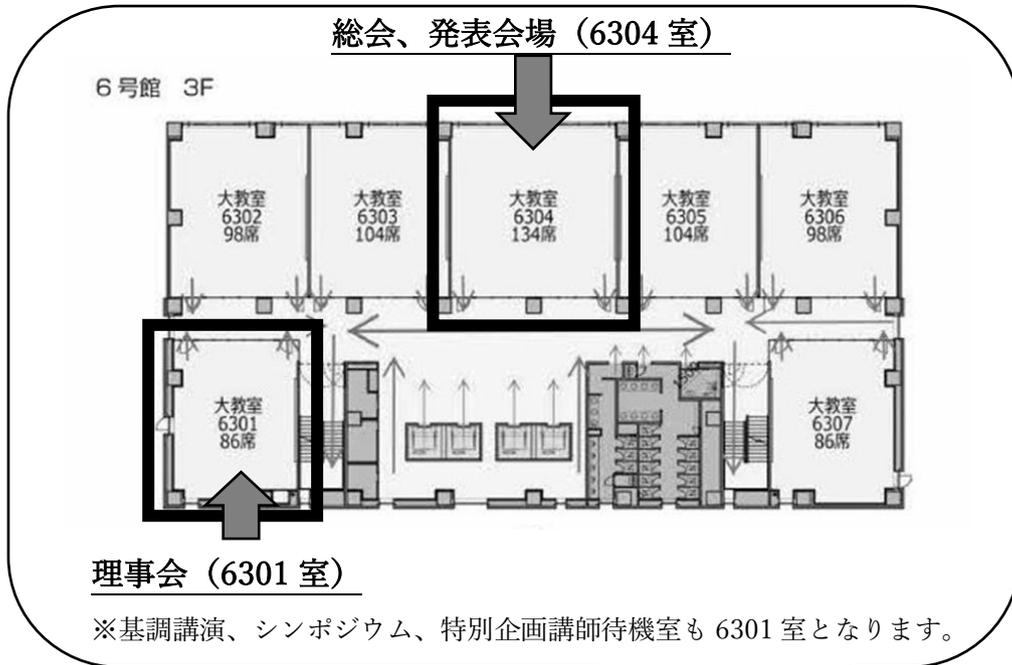
**日本体育・スポーツ政策学会事務局**

〒520-0503 滋賀県大津市北比良 1204 番地

びわこ成蹊スポーツ大学 黒澤寛己研究室内

- ・事務局長 黒澤寛己（びわこ成蹊スポーツ大学）
- ・事務局次長 松畑尚子（龍谷大学）

東京成徳大学（東京キャンパス）構内案内図



## 一般発表者の演者の皆さまへ

1. 1題当たりの割当時間は20分（発表15分＋質疑応答・交代時間）とし、13分で1鈴、15分で2鈴、19分で3鈴を鳴らしますので時間を厳守してください。質疑応答時間をより長く確保したい場合には、発表時間を短縮することで調整してください。
2. 資料を配布する場合は、発表するセッション開始時刻の20分以上前に発表会場入口付近の机の上に**60部を目安**に置いてください。
3. パワーポイントを使用して発表する場合は、原則として大会事務局が発表会場に設置するコンピュータをご利用ください（Windows11、PowerPoint2019 搭載端末の予定）。ただし、外部ディスプレイ出力（HDMI 接続端子があること）と ZOOM 接続が可能な場合には、演者自身のコンピュータで発表いただけます。
4. **1日目（11月26日）の演者は当日9時40分までに、2日目（11月27日）の演者は当日9時10分までに**発表会場のコンピュータに USB メモリでデータを保存し、動作確認をしてください。演者自身のコンピュータで発表する場合も動作確認をしてください。
5. レーザーポインタをご使用になれる場合は、各自でご準備ください。
6. 発表時のパワーポイントの操作は、演者自身で行ってください。ただし、トラブルが生じた場合には大会事務局員が可能な限りサポートします。
7. 当日の発表は、Web ビデオ会議システム（ZOOM）を使って大会参加者に配信いたします。また、第32回大会参加者を対象として、12月末までの配信を予定しています。**ZOOMでの参加に必要なIDとパスワードについては、参加申し込みをされた方にEメールで配信します。**
8. **当日に体調不良または新型コロナウイルス感染症感染者との濃厚接触等の理由により来場できない場合には、ZOOMでご発表いただくこともできます**（ZOOMの接続や操作をサポートできませんので、演者自身でZOOMの接続環境をご用意できる場合に限りです）。**発表当日の朝8時までに大会事務局へご連絡ください。**

連絡先：sportseisakugakkai@gmail.com

## 障害者等への合理的配慮について

本大会は3年ぶりの対面での開催を原則としている。ハイブリッド対応（Zoom 配信、動画配信）もとるが、主として、対面での参加を希望する会員に対して、会場へのアクセス、会場内での移動、講演・シンポジウム等での聴講などにおいて不便・不利益を被ることがないように、可能な限りの配慮をおこなう。

以下は、本大会における障害者等への合理的配慮の手順、内容等である。

### 1. 障害者等への合理的配慮の手順

- ①本大会への参加を希望する者（会員、会員外）で、何らかの合理的配慮を希望する場合は、「合理的配慮申請フォーム」（下記 URL または QR コード）により、事前（11月23日（水）午後5時まで）に大会実行委員会に申請する。

<https://forms.microsoft.com/r/mFT5Mj7Xsy>



- ②実行委員会は申請内容を検討し、「対応策（案）」を作成する。  
③実行委員会は検討結果を申請者に伝え、「対応策」の調整を図る。  
④実行委員会は確定した「対応策」に基づき準備を進める。  
⑤当日は担当者（学生スタッフ）を指定し、対応に関する窓口となる。  
⑥大会終了後、今回の対応についての満足度調査をする。

### 2. 障害者等への合理的配慮の内容等

- ①最寄り駅「十条駅」から会場まで → バリアフリー、点字ブロック○  
②会場（東京成徳大学構内） → バリアフリー○  
③会場（6号館） → バリアフリー○  
→ 多目的トイレ○ ※1F, 3F, 5F  
④聴覚障害者への対応 → 個別PCでZoom字幕機能を活用  
⑤車椅子、歩行困難者への対応 → 学生スタッフ・アテンド  
⑥資料等の配布 → 学生スタッフ・アテンド  
⑦その他 → 学生スタッフ・アテンド

<問合せ先>

日本体育・スポーツ政策学会第32回大会 実行委員会  
出雲輝彦（東京成徳大学） [mrizumo@tsu.ac.jp](mailto:mrizumo@tsu.ac.jp)



# 【基 調 講 演】

## 【基調講演】

### 文化政策からスポーツ政策を考える —文化政策と比較して考える—

#### 講演者

小林真理 東京大学大学院 教授

#### 講演要旨

スポーツが文化になるとはどのような状況を意味するのであろうか。また、スポーツ「政策」はスポーツ「文化」を形成することができるのだろうか。先日、ある番組の中で「漫画も文化になった」という発言を聞いた。文化という多義的な概念を改めて見つめ直し、現在のスポーツ政策の範囲とその評価を捉え返してみたい。その際に、講演者は文化政策分野を研究の対象としてきたことから、これとの比較で考察をしてみたい。

これまでの日本の文化政策を振り返った場合、何を対象にしてきたのか。対象可能なものと、不可能なものがあるのではないか。国および地方自治体の文化政策の歴史を振り返るとともに、スポーツと文化の違いについて、類似点はあるのか、そして相違点が何なのかを考察してみる。

発表の構成は、以下の通りになる。

- (1) 日本における文化政策の文脈における文化概念
- (2) 地方自治体における文化政策の文脈の形成過程
- (3) 上記(1)(2)を文化政策研究の視点から考察する
- (4) 新公共経営下における公共政策と文化
- (5) 政策でスポーツ文化を形成できるか

#### プロフィール

ご所属 東京大学大学院人文社会系研究科 文化資源学研究専攻 文化経営学講座  
専門分野 文化政策学、文化経営学、文化資源学  
ご経歴 早稲田大学大学院政治学研究科博士課程（行政法）を満期退学。早稲田大学助手、昭和音楽大学助手、静岡文化芸術大学講師を経て、2004年に東京大学に着任、現在に至る。博士（人間科学）（早稲田大学）、政治学修士（早稲田大学）。様々な地方自治体（高知県、三重県、奈良県、滋賀県、東京都、大阪市、武蔵野市、小金井市等）で文化行政制度の制度設計、企画立案、制度運営に関わるとともに、現在文部科学省文化審議会臨時委員（文化財分科会、文化政策部会、博物館部会）を歴任。

学会活動 日本文化政策学会 副会長、文化経済学会 理事

代表的な著書・業績

小林真理『文化権の確立に向けて～文化振興法の国際比較と日本の現実』（勁草書房、2004）

小林真理（編著）に『文化政策の現在』シリーズ（東京大学出版会、2017～2018）、1～3巻

ロバート・ヒューイソン著、小林真理（訳書）『文化資本-クリエイティブ・ブリテンの盛衰』（美学出版、2016）、

河島伸子、土屋正臣、小林真理『新時代のミュージアム-変わる文化政策と新たな期待』（ミネルヴァ書房、2018）、

東京大学文化資源学研究室編『文化資源学-文化の見つけかたと育てかた』（新曜社、2021）

小林真理、小島立、土屋正臣、中村実比『法から学ぶ文化政策』（有斐閣、2021）、

小林真理監修『自治体文化行政のレッスン』（美学出版、2022）。



## 【シンポジウム】

## 【シンポジウム】

### テーマ 「文化としてのスポーツの政策を考える」

#### シンポジスト及びタイトル

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 横山勝彦（同志社大学） | 「スポーツ経済学の視点から考えるスポーツ政策」      |
| 清水 諭（筑波大学）  | 「甲子園大会の物語と日本高等学校野球連盟」        |
| 小林真理（東京大学）  | 「文化政策からスポーツ政策を考える」（基調講演にて発表） |

#### コーディネーター

齋藤健司（筑波大学）

#### 趣旨

スポーツ基本法は、スポーツは世界共通の人類の文化であると示し、日本のスポーツ政策は、スポーツが果たす文化的社会的な役割に鑑みて行われることが方針として掲げられている。しかし、文化としてのスポーツの政策をどのように捉え、実際にどのように実現していけばよいのかについては、十分な議論や答えは得られていないように考える。また、スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることを確認しているが、人々が心身ともに健康で文化的な生活を営むために、どのような政策が本来必要であるのかについても、これまで十分な議論は行われてこなかった。

本シンポジウムでは、文化としてのスポーツのための政策をあらためて考えることで、今後の体育・スポーツ政策の在り方や課題を考究する機会としたいと考えた。

例えば、第3期スポーツ基本計画では、基本方針として、スポーツを「する」「みる」「ささえる」「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」ことの実現と捉えているが、これらの基本方針に示された方向性は、人間が文化的社会的にスポーツに親しむうえで捉えられてきた基本的な行動様式を示しているものであると考えることもできる。すなわち、スポーツ政策の基本方針は、スポーツの持つ文化的社会的な行動様式の諸側面によって指し示されているのである。

スポーツを行うことや、スポーツ活動を通じて行われた人間の行動によって、人間は様々な主観的な効用を得るが、特に文化的なスポーツの営みを通じて人間が得ることができる効用とは何かを考える必要があるだろう。また、スポーツを通じて形成された人間の文化的社会的関係が、個人の効用や満足感、幸福感に及ぼす影響を考える必要があるだろう。人間は、スポーツを行うことで身体的な健康や特定の身体による行動様式、技術、優れた身体的能力などを獲得するが、それだけでなく、文化的、社会的な資源や関係資本を獲得することで、文化的で豊かな生活を過ごすことができるのである。文化としてのスポーツを通じて人的社会的関係資本や、コミュニティ、文化的社会的公共圏などが形成されるとともに、それらの場において、人と人との営みや文化的社会的交流などがもたらす体験から、人間が生きるうえで重要と考えられる価値や関係、幸

福感、感性、創造性などをも同時に獲得されると考えられる。

スポーツ政策の最終的な目的が、人間の幸福や望ましい社会の発展にあるとすれば、スポーツにおける文化的社会的な活動が成熟し、文化としてスポーツが享受される社会を実現することが求められるだろう。それは、ただ単にスポーツをすることや、楽しむこと、身体的な健康を獲得することなどに目を向けるだけでなく、スポーツ政策は、スポーツを通じて得られる文化的、社会的、人間的な効用やその価値の創造に目を向ける必要があるだろう。

しかしながら、現代の日本におけるスポーツに関する政策の目的や対象は、文化的社会的価値や効用の次元にまで結び付けて政策が立案され実施されているとはいえない状況にあるのではないだろうか。例えば、スポーツ実施率、メダル獲得数、地域スポーツクラブの育成数、スポーツ市場規模などの量的な政策指標などで政策を捉えることは進んできたが、文化としてのスポーツのための政策を実現することを評価する質的な政策指標の充実にはまだ至っていない。政策の評価や分析についても、スポーツの文化的社会的関係やそこから生じる価値や効用、資源にさらに目が向けていく必要があるだろう。そして、どのように文化としてのスポーツに関する具体的な施策を展開し、実施していくことがよいのかをもっと考究していく必要があるだろう。文化としてのスポーツのための政策を考えるためには、社会的文化的価値や人間の幸福追求に向けてスポーツがもたらす真の価値や影響を検討し、政策実施に結び付けていくことが必要であると考えられる。

本シンポジウムでは、文化としてのスポーツの政策とは何か、何を政策の中心に据えてスポーツ政策を構築し実施していくべきなのか、文化としてのスポーツの政策を実現していくためにはどのような課題があるのか、あらためて問い直し、今後のスポーツ政策の方向性を考える一助としたいと考えたい。

本シンポジウムでは、小林真理氏（東京大学）、横山勝彦氏（同志社大学）、清水諭氏（筑波大学）にご登壇賜り、それぞれの視点から文化としてのスポーツの政策についてご提言いただき、その後、いくつかの論点について議論していく予定である。小林氏からは、基調講演においてご講演いただいたように、文化政策からスポーツ政策を考えていただく。横山氏からは、スポーツ経済学の視点から文化としてのスポーツの政策を論じていただく。経済学や政策研究において、文化の価値や政策の目的にかかわる議論を通じて、今後のスポーツ政策研究の価値の実現や選択について論じていただく。清水氏からは、日本において実際にスポーツ文化を創造してきたスポーツ団体組織の活動を社会学的、文化学的に振り返り、スポーツ団体組織が作ってきたスポーツ文化とそのための方策を論じていただく。具体的には、甲子園大会と日本高等学校野球連盟について解説していただく。

## 横山勝彦氏 プロフィール

ご所属 同志社大学スポーツ健康科学部 教授

ご経歴 同志社大学経済学部卒、京都教育大学大学院教育専攻科修了後、同志社大学に着任、同志社大学法学部教授を経て、現在、同志社大学スポーツ健康科学部教授。文部科学省中央教育審議会スポーツ・青少年分科会スポーツの推進に関する特別委員会委員（2011年-2013年）、滋賀県スポーツ推進審議会会長、その他にも京都府、京都市、滋賀県などでスポーツ行政に関係する委員を歴任。

学会活動 日本体育・スポーツ政策学会会長、日本文化経済学会理事、日本広報学会

関係する著書・業績

横山勝彦、八木匡、松野光範編著「スポーツの組織文化と産業」晃洋書房、2012年  
伊多波良雄、横山勝彦、八木匡、伊吹勇亮編著「スポーツの経済と政策」晃洋書房、2011年

菊幸一、齋藤健司、横山勝彦、真山達志編「スポーツ政策論」成文堂、2011年  
横山勝彦「2020東京オリンピック・パラリンピックを巡るスポーツ政策の動向」文化経済学、第15巻（1号）、2018年

## 清水諭氏 プロフィール

ご所属 筑波大学体育系 教授

ご経歴 筑波大学大学院体育科学研究科修了後、1991年より筑波大学体育科学系講師、現在、筑波大学体育系教授。2017年より2021年まで筑波大学副学長（教育担当）を歴任。スポーツ庁スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会委員（2017年-2019年）、日本学生野球協会審査員（2017年より）など務められる。雑誌「現代スポーツ評論」を企画、編集し、スポーツ政策にも関する様々な課題を取り上げ、自らも多数の著作を發表している。

学会活動 日本スポーツ社会学会理事（2007-2008年、2013-2017年、2019-2023年）、日本体育学会理事（2017年-2019年）、日本文化人類学会

関連する著書・業績

清水諭「甲子園のアルケオロジー」新評論、1998年

清水諭「オリンピック・スタディーズ-複数の経験・複数の政治」せりか書房、2004年

清水諭「浦和レッズサポーター 変容する実践とその楽しみ」有元健・小笠原毅編「サッカーの詩学と政治学」人文書房、2005年

清水諭「スポーツをめぐる政策展開の10年とアカデミア:文化政治へのアプローチ」日本体育・スポーツ健康学会第71回大会

清水諭「グローバリゼーションとスポーツにおける意味の変容」スポーツ社会学研究 24(2)、2016年

# 【特別企画】

## 「東京五輪の政策過程から見えてきたもの」

宇都宮大学 中村祐司

東京五輪が「国策」であった点に注目するならば、開催決定から大会終了まで、そこには国外・国政レベルにおける利害関係者（ステークホルダー）が時には反目し合いながらも、このメガ・スポーツイベントによる果実獲得という一点で、「利害共同体」として足並みを揃え行動したという特徴がある。

8年間（2013年9月から21年8月まで）の過程において、IOCに準じる主要なアクターである政府の活動（＝政策）に焦点を当てるならば、そこには東京五輪開催やコロナ禍に直面したことで露呈した政府の行動特性が見て取れる。同時にそれは、東京五輪やコロナ禍の有無にかかわらず政府の特性だったのではないか。

報告では、スポーツ団体のガバナンス、国立競技場の建設、競技場開催地の選定、大会経費、新型コロナウイルス対策、大会の1年延期の決定、コロナ禍での開催方法など、難題続きであった東京五輪の政策過程から浮かび上がった特徴を指摘したい。

具体的には、第1に国立競技場の建設問題である。政策実施をめぐる政治と行政の主導権が逆転しただけでなく、これを契機に政権・官邸・内閣官房（東京五輪推進室）への意思決定機能の集中がさらに加速した。文部科学省の相対的地位は低下（国土交通省は上昇）し、東京五輪の仕切り役は政権・官邸・内閣官房であることが明白となった。政権は、インバウンド戦略におけるスポーツツーリズムなどを東京五輪派生政策として重要視し、地方創生（総合戦略）やスポーツ基本計画へと盛り込んだ（「スポーツ版・ローカルアベノミクス」）。

第2に、大会経費についての政府の説明責任をめぐる問題である。大会経費の膨張を嫌うIOCにタガをはめられる形で、組織委は1兆3500億円（うち国負担1500億円）に固執した。ところが2018年10月に、会計検査院が国負担額は2013-17年度で8000億円超に達すると指摘すると、内閣官房は直接経緯と間接経費の区分けの曖昧さを主張しつつ、「カテゴリー（分類）論法」を持ち出し、会計検査院報告に反論し、「大会と直接関連する支出」は1725億円だとした。その後も公表の政府負担額は1500億円に据え置いたままであった。IOCの意図と公費支出の説明責任において、国は前者を優越させた（詐称行為）。

第3に、コロナ禍の東京五輪が国主催の様相を呈した中で、コロナ五輪対策を打ち出す政府中枢発信機能を担ったコア・エグゼクティブとしてのコロナ対策調整会議（調整会議）の設置（2021年9月）が挙げられる。調整会議に任せれば大会開催を前提としたコロナ対策は万全となるとの安堵感が一時的に漂ったが、その後の感染拡大とそれに伴う政策変更の混乱により、調整会議の役割は縮減した。組織間関係の視点からすれば、調整会議の意思決定には一時的にせよ危うさが付きまとったという見方もできる。それは、IOCによる調整会議の意思決定への介入・浸食である。このことは東京五輪をめぐる政府・IOC関係をめぐる他の諸事例にも通底する。

第4に、開幕直前（2週間前）になっての無観客開催の決定である。巨大な経済イベントの果実獲得に固執・拘泥した政権の決断の遅れは、現場とつながる大会運営関係者の重い負担や開催の可否や賛否をめぐる世論の分断に直結した。そこには中止回避を最優先事項に設定し上で、無観客か中止かの二択を避け、その予防線として観客有無の二択を前面に出した狡猾ともいえる戦略があった（以上4点の指摘は、本年5月22日開催の日本行政学会共通論題Ⅱ〈行政の臨時性〉における報告「東京五輪行政の臨時性—二つの災害行政が残したもの—」の内容にもとづ

く)。

以上に加え本学会の報告では、本年 9 月以降に発覚した東京五輪組織委元理事の汚職事件を対象に、これを個人・企業組織単位の不法行為だと単独視するのではなく、東京五輪をめぐる関係組織間の相互利害行為が生み出した政策共同体の典型的な機能欠陥の顕在化現象と捉え、その特質を指摘したい。

事前にお墨付きを与えられた「ブラックボックス」に包まれた特有な組織性からか、組織委に焦点を絞った批判的研究はほぼ皆無であり、今日に至っている。解散後は、その傾向にいつそう拍車がかかっている。

しかし、I O Cの「実施部隊」である組織委は、五輪開催を前提にその設置以来、あたかも虎の威を借りるかのように国策五輪の意思決定に関与し、政府に対してとくに実務レベルで数々の難題を突き付け、政策プロセスの節目節目で影響力を行使した。政府と組織委の譲歩関係は、専ら前者が後者に対してなされたのであり、その逆ではなかった。

また、たとえ組織委運営の実際の内部動態がベールに包まれていたとしても、スポンサー企業との契約をめぐる形式と実際、財務をめぐる表向きの説明と組織内運用、オリンピズム・選手を称える祝祭P Rと実利、組織内意思決定の透明性の強調と実態、組織上層部の政治性の功罪、独占広告代理店への依存とその弊害など、組織委による前者の外部行為から後者の内部行為が透けて見えてくる。

このように本報告では5点目として、東京五輪プロセスにおける組織委の外縁的行為に注目した考察を提示したい。



## 【一般研究発表】

## 小学生軟式野球クラブへの参加及び継続の要因に関する研究

○南方隆太(筑波大学) 齋藤健司(筑波大学)

キーワード：軟式野球、選手、保護者、参加要因、継続要因

### 1. 問題の所在及び研究の目的

日本の野球競技人口は激減が指摘されており、これを改善するためには、競技参加及び継続の要因を分析し、方策を検討する必要がある。しかし、野球の競技人口の動態や増減の要因を分析した研究はない。そこで本研究は、競技人口の減少が著しい軟式野球を対象に、その選手及び保護者の野球競技への参加及び継続の要因を明らかにすることを研究の目的とした。

### 2. 先行研究の検討及び研究の課題

競技の実施環境及び競技参加と継続の要因に関する研究としては、松岡（2012）がマイナースポーツの普及・強化策の実施状況及び多様な競技の活動への参加と継続の要因を分析しているが、野球に関する研究はない。

これまで行った小学生軟式野球クラブへのヒアリング調査の結果、保護者の負担が子どもの野球実施の阻害要因になっている可能性が示されたため、本調査では、特に保護者に対して野球クラブに子どもが参加することによって発生する負担感について調査した。

### 3. 調査の対象及び方法

本研究は、2021年7月4日に東京都大田区城南少年軟式野球連盟に所属する小学6年生32名及びその保護者11名にアンケート調査を実施した。選手には、野球を知ったきっかけ、野球クラブに所属したきっかけ、競技継続の意思、所属したい/したくないチーム像、野球を辞める理由を、保護者には、子どもが野球を始めたきっかけ、クラブ入団理由、野球の教育的価値、保護者の負担、野球競技統括団体による競技人口政策の認知、野球人口の減少の原因を調査した。

### 4. 結果

選手が野球を始める要因は、「保護者」、「友達」、「兄弟」の順に多く、野球クラブ入団の要因は「友達」、「チーム」の順に多く、入団時期は1年生、2年生、3年生の順に多

かった。また、競技を生涯継続したいと44%の選手が回答した。これらのことから、選手は低学年時に家族や友達といった身近な存在からの野球に関する情報提供を受けて軟式野球を始めることが多く、競技を開始するとその継続の意思が高いことが指摘できる。

一方、保護者は子どもの野球に携わる負担が「あってもいい」と11人中6人が回答したが、保護者の負担が子どもの野球人口の減少につながると「とても思う」と回答した割合が高く、保護者の負担が子どもの野球実施の阻害要因になっている事例を見たとき答えた者が9名いた。保護者の負担が推察され、子どもを野球クラブに所属させない事情があることが示唆された。

### 5. 考察及び今後の課題

子どもの野球人口減少の要因として、保護者をはじめとした身近な人間が野球に関与しなくなり、子どもが野球を初めるための情報を得ることができないことが推察された。また、野球競技統括団体の競技普及振興策を認知している保護者の割合は18%と低いことから、関連する政策が政策対象集団に行き届いていないことがうかがえる。このため、小学生に対して野球に関する適切な情報を提供できるかどうかは野球人口拡大の要件の一つであると考えられ、特に子どもに対して野球に関する情報が提供される環境を整える必要がある。さらに野球人口の減少の原因について、「競技をする場所がない・少ない」、「厳しいイメージ」、「他のスポーツの人気」といった意見があった。つまり、野球人口の減少の原因として、野球競技の情報を子どもに提供する主要なインフルエンサーである親が野球に対して消極的な考えやイメージを持っているため、子どもに野球を初める情報提供や競技を勧めないことがあると考えられる。

本研究では調査量が少ないため、本研究を予備調査としたさらに詳しい調査を今後行う予定である。

1-2 山本紗彩子（慶應義塾大学大学院）

スポーツ NPO における財政面の現状と課題 —持続可能性指標を用いた考察—

※抄録当日配布

## 中学校運動部活動の地域移行に関する一考察

○尾原弘恭（関西医療大学）、横山勝彦（同志社大学）

キーワード：運動部活動、地域移行、政策形成過程

### 1. 目的

本研究は、運動部活動における問題点と課題を明らかにするため、運動部活動改革における地域移行の動向に関連する政策過程について分析・検討するものである。

### 2. 問題の背景

運動部活動は、学校教育やスポーツ振興などにおいて大きな役割を担っており、我が国では重要な学校文化やスポーツ文化として存在してきた。しかし、近年では、社会問題ともなる多くの問題が顕在化し、その問題解決への議論が本格化している。具体的には、2008年の学習指導要領改訂で、その総則における地域との連携への言及から議論が進められ、さらに働き方改革という国の大きな政策動向のもとで、2017年の「運動部活動の在り方に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」や、2020年の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革提言」などにより、運動部活動改革に向けた様々な取り組みが推進されている。ところが、これまでの運動部活動改革に関する政策過程においては、施策や事業の目的と政策目標との整合性についての検討はあまりなされておらず、政策目標に沿った制度設計が脆弱と考えられる。

したがって、運動部活動改革に関連する施策の中核をなす地域移行については、歴史的経緯や社会動向を踏まえた政策形成過程についての分析・検討が必要となる。

### 3. 研究方法

研究方法は次のとおりである。

- (1) 地域移行に関連する政策や審議会資料、また先行研究の調査・検討。
- (2) 歴史的経緯や社会状況を鑑みた本来的な運動部活動の意義や理念についての検討。
- (3) 上記の政策形成過程論による分析。

### 4. 結果と考察

戦後の運動部活動における地域移行の動向は、おおよそ3期に分類されよう。すなわち、第1期は、1969年の学習指導要領改訂による必修クラブが設置から1970年代後半である。第2期

は、ゆとり教育導入を機とする必修クラブの変容がみられる1990年代前半から2000年代前半である。第3期は、2008年の学習指導要領改訂から現在である。この第1・2期でのアジェンダとなる地域移行は頓挫したが、第3期では、2017年の「教育再生実行会議第10次提言」で、運動部活動の地域移行への方向性が明示されるとともに、休日の運動部活動の地域移行スケジュールが公表されるなど、進捗している。さらに、2022年の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」では、休日だけでなく、将来的には運動部活動の全面的な地域移行の方向性が新たに示されている。これらには国会、首相官邸、内閣府、厚生労働省、経済産業省などの議論、とりわけ「働き方改革」に関する議論が強く影響していると考えられる。

一方で、現行の学習指導要領とガイドラインに基づく地方自治体策定の運動部活動指針からは、教育的意義の重要性が明示され、運動部活動そのものが人格形成に向けた有効な活動と捉えられている。人格形成は、歴史的にも運動部活動に通底する本来的な意義であり、運動部活動という政策の目標とも考えられる。現状の地域移行に関する政策動向は、「働き方改革」の影響のもと、地域移行そのものに目的化している。つまり、運動部活動の政策目標については検討されず、もしくは棚上げにした政策決定がなされているために、施策と事業展開に政策目標との整合性がないと指摘できるのである。運動部活動問題の根本的解決に向けては、社会動向も踏まえた多面的で長期的な展望にたった政策形成が必要で、それを可能にする横断的な組織間ネットワークによる政策形成過程の再構築が希求されるのである。詳細については学会当日に報告する。

## スポーツの本質的価値についての一考察

— コミュニティ・ガバナンスの視点から —

○有吉忠一（同志社大学） 横山勝彦（同志社大学）

キーワード：マーケット、向社会性、パートナーシップ

### 1. 目的と問題意識

本研究はコミュニティ・ガバナンスの視点からスポーツの本質的価値を考察するものである。市民社会は政治経済の混沌と低迷、新型コロナウイルス感染症などの影響を大きく受け、価値観の変容がみられる。それは向社会性へのベクトルであり、これまでのマーケットのみの判断は再考する、いわば物事の本質的な価値を基準とする変化である。例えば、企業においては、社会課題の解決を成長機会と捉え、従来の事業部門を社会的領域に転換することで、社会的価値と経済的価値の両立を図る経営にシフトしている。

今日までのスポーツ振興政策は、政府や自治体からの公助であり、義務的な供給であるがゆえに、受け手であるの市民の需要ともギャップが生じる傾向にある。その解決には、市民社会の多様な担い手とのパートナーシップが有効となり、そのことによってスポーツの本質的価値が共有できると考えられる。

### 2. 方法

研究方法は、以下のコミュニティ・ガバナンス論の援用である。まず、新川（2009）横山（2011）から、ガバメントとコミュニティ・ガバナンスによるスポーツ振興の違いについて検討する。つぎに、新川（2009）松野・横山（2009）から、スポーツ振興の主体となる担い手について検討する。さらに Timothy, Walter（2013）、有吉・横山（2020）から、パートナーシップから創造されるスポーツの本質的価値を検討する。これらの検討の結果をふまえて、スポーツの本質的価値についての政策提言を行う。

### 3. 結果

まず、ガバメントとコミュニティ・ガバナンスの違いは、中央集権型の縦社会と市民が主体となり協働でつくりあげるフラットな市民社会との差異を意味するものであった。このことは、中央集権型の資本主義

による効率化、合理化を推し進めた市場均衡だけでは立ち行かなくなったことを意味し、地方分権化、権限の地域委譲、地域力へのシフトにもつながる。つぎにコミュニティ・ガバナンスによるスポーツ振興の担い手は、性別や職業・年齢、技術や経験など、様々な個性や背景を持つ市民が主体であった。主体である市民に民間企業の役割が加わった市民セクターとなり、行政、NPO とのパートナーシップが形成されることにより、向社会的な意思をもった公共空間ができ、スポーツ振興の施策がデザインされるのであった。さらに、デザインされた施策は、地域の社会課題を解決する無形資産の創造となったのであった。すなわち、スポーツの本質的価値は向社会的な無形資産といえる。

### 4. 考察

しかし、そこには、スポーツの本質的価値を創造する市民セクター、行政、NPO あるいはビジネスセクター間とのパートナーの繋がり方やどのように独立性を保つかの課題がある。また、社会的課題を衡平に評価し、資源配分をする方法の明確化も必要となる。加えて、市民セクター主体の財源獲得の方法、その持続可能性や汎用化も重要課題である。さらには、どのように市民セクターの人的資本を活用するか議論も求められる。本発表では、これらの点を踏まえた、スポーツの本質的価値を創造するための具体的な政策提言を行う。

### 5. まとめ

本研究ではコミュニティ・ガバナンスに視点から、スポーツの本質的価値について、議論を進めた。その結果、スポーツの本質的価値は信頼から生まれる向社会的な無形資産であったこと、その価値が持続可能となり得たとき、スポーツ振興政策がスポーツ文化として認識されるのである。

# イギリスの剣道家のジェンダー観に関する研究 —アンケート調査結果を中心に—

○高波宗人(鹿屋体育大学大学院) 山田理恵(鹿屋体育大学) 森克己(鹿屋体育大学)

キーワード：ジェンダー平等、イギリス剣道協会、ガバナンスコード、スポーツ・インテグリティ

## 1. 目的

周知のように、2015年9月に国連持続可能な開発サミットにおいて、SDGs(持続可能な開発目標)が策定された。その中で、目標5では、「ジェンダー平等、女性のエンパワーメント」を推進することが提唱されている。また、スポーツ界においても、IOCの「オリンピック憲章」の「オリンピズムの根本原則」で性別等による差別の禁止が提唱されていることや「アジェンダ2020+5」(2021年)の提言13で「男女平等と包摂性を促進すること」が挙げられているように、ジェンダー平等推進に向けた機運は高まりを見せている。また、近年、イギリスと日本においては、スポーツ団体のガバナンス強化の一環として、ジェンダー平等への取組がなされている。例えば、イギリス剣道協会(British Kendo Association、以下BKAと略)では、「平等及び多様性施策」(Equality and Diversity Policy)により、年齢、障がい、性などによりメンバーを差別しないこと等を定めている。日本の剣道界では高段者に占める女性の割合が低いことなどが指摘されてきたが、イギリスでも同様の問題が存在する。発表者らは、スポーツ・インテグリティの観点から、アスリート保護で先進的な制度をもつイギリスにおける日本の伝統武道・柔道を中心に検討してきたなかで、ジェンダー平等に特に注目した。そして、日本人剣道家が開いた道場が今も繁栄しているイギリスの剣道界と柔道界におけるジェンダー平等の比較・考察を行うことに着目した。

イギリスの剣道家を対象にした研究としては、本多による調査研究(2009)等が挙げられる。しかしながら、スポーツインテグリティの観点から、イギリスの剣道家のジェンダー平等に関する考え方やスポーツガバナンスとの関連性から考察した研究はみられない。そこで本研究では、イギリスの剣道家のジェンダー観を、スポーツガバナンスとの関連から考察することを目的とした。

## 2. 方法

本研究では、BKAの協力を得て行った。Googleフォームを用い、対象者は、①イギリスで開催された剣道セミナー(2022年8月4-7日、サリー大学)(発表者も運営に協力)に参加した剣道家と②BKA所属の剣道家(2022年8月30日-10月6日)で、鹿屋体育大学の倫理審査の承認を受けて実施した。①では、剣道家としての目標、剣道特有のジェンダー問題、日本の剣道へのジェンダー平等に関する印象、イギリスの剣道におけるジェンダー問題、ジェンダー平等を実現するために今後の剣道に望むこと等、19項目で実施した(回答数21)。②では、剣道におけるジェンダー問題の他、イギリス剣道家が認識するイギリス特有のジェンダー問題、ジェンダー平等を実現するために望むこと等、25項目で実施した(回答数173)。

## 3. 結果

①では、回答者の3人に1人が、イギリスの剣道では、ジェンダー問題があると回答した。例えば、男性より女性が競技力において下位にみられる傾向があるというような回答や女性剣道家の数が不足しているという意見がみられた。

②では、剣道にはジェンダー問題が「有る」と回答した割合は回答者の約50%であった。剣道におけるジェンダー平等を実現するためには、8段の女性剣道家を増やす、若手の女性剣道家を育成するという課題が挙げられている。また、年齢・性別に関係なく一緒に稽古することを挙げた回答もみられた。

## 4. 考察

イギリスの剣道家は、剣道界におけるジェンダー平等への関心が高く、また改善が必要であると考えている。そのためには、ガバナンスの観点からの施策の周知徹底が必要であることが示唆された。

今後は、イギリスの柔道の場合についても同様の調査を行い、日本の伝統武道を事例とした、ジェンダー平等の実現に向けた国際的な取組を開発したいと考えている。

## スポーツ振興の実装に期する政策評価の検討

米村真悟（放課後 NPO アフタースクール）、横山勝彦（同志社大学）

キーワード：アウトカム、インパクト指標、評価制度

### 1. 目的

本研究は、我が国におけるスポーツ振興が持つ多面的な便益を可視化する政策評価について検討するものである。スポーツ振興には、人的資本や社会関係資本といった社会的価値、産業化における経済的価値などといった、持続可能な社会形成の基盤となることが期待される。しかし、現行のスポーツ政策においては、特に社会的価値に対する政策上のアウトカムの評価が希薄である。そこで、本研究では、昨今 SDGs や ESG の動向から、社会的な成果の可視化が要請される企業の動向を踏まえ、スポーツ振興における政策評価の在り方について検討する。

### 2. 方法

本研究では、以下の二点から分析・検討を行う。一つ目は、我が国のスポーツ政策の課題を政策評価の観点から明らかにするため、第二期スポーツ基本計画における政策評価の実施状況を分析する。二つ目は、スポーツ振興のアウトカムの設定に資する評価の在り方を検討するため、SDGs や ESG の動向に対する企業の開示情報を分析する。

### 3. 結果

分析結果は、以下の通りである。まず、一つ目は、我が国のスポーツ政策における各施策・事業間の関連性の評価が欠如している点である。各事業においてはロジックモデルの提示があるものの、政策・施策間における明示はない。このことは、第二期スポーツ基本計画の検証から立案されるべき第三期スポーツ基本計画での各施策・事業の妥当性をわかりづらくさせている。この要因の一つには、政策目標とその成果を表すためのアウトカム指標の脆弱さがあげられる。二つ目は、企業が開示するインパクト指標が、スポーツ振興のアウトカム指標に活用できる点である。企業は、昨今、ESG 投資の隆盛から、従来の財務情報の開示に加え、インパクト指標を用いた非財務情報の開示に注力している。非

財務情報とは、企業の事業環境を取り巻く、製造・知的・人的・社会関係・自然資本と称されるが、これらが定性・定量的に情報開示されている。この非財務情報の内、人的資本、社会・関係資本は、企業 ESG の「S (social)」に置換され、スポーツ振興がもたらし得るアウトカムに共通すると指摘できる。

### 4. 考察

上記の分析から、我が国のスポーツ振興に期する政策評価の実装においては、多様な政策主体との連携を通じた、インパクト指標による政策評価とそこで得られた政策情報を次の政策立案に活かすためのフィードバックがなされる評価のエコシステムの形成が必要となる。

英国のスポーツ政策においては、2012 年ロンドン五輪以降、スポーツを「補助」から「投資」の対象とする方針を示し、「身体的健康」、「精神的健康」、「個人の発展」、「社会やコミュニティの発展」、「経済の発展」といったスポーツがもたらす 5 つの重要な成果を規定し、さらに各成果を示す指標づくりをなし、スポーツ政策に係る多様な政策主体によるパートナーシップを形成するなど、スポーツ振興の評価がなされている。このエコシステムの形成に関しては、財務表を発行し、あらゆる政策主体が斟酌する評価ガイドライン「The Green Book」の果たす役割が大きい。

我が国のスポーツ政策においても、このようなガイドラインの策定を通じて、スポーツ庁や文部科学省、各地方自治体といった行政機関、スポーツ団体やスポーツによる社会課題の解決に取り組む NPO・NGO、また企業が開示するインパクト指標に係る評価機関といった主体がエコシステムを形成し、スポーツに特化した評価のガイドラインの作成、そしてガイドラインに基づいた政策実施過程におけるモニタリングと政策評価の実行が求められよう。

# 日本におけるスポーツ政策の展開からみる道具的正当化に関する一考察

## —文化政策の特質を手がかりに—

○阿部 拓真（早稲田大学大学院），木村 和彦（早稲田大学），作野 誠一（早稲田大学）

キーワード：スポーツ庁，文化庁，省庁横断，道具的正当化

### 1. 背景と目的

我が国では、東京 2020 大会の開催を経て、現在第 3 期スポーツ基本計画が展開されている。当計画では、「多様な主体におけるスポーツの機会創出」をはじめとし、共生社会の実現、地方創生、国際交流・協力、健康増進など幅広い政策展開がなされている。このことからスポーツ政策における政策の多様性が生じていることが窺える。このようなスポーツに関わる政策について真山・成瀬編（2021）及び真山（2022）は、3 つの分類を示したうえで、政策ネットワーク上、従来スポーツを所管してきた部署が完全にイニシアチブをとれない状況について言及している。また、このような政策の流れについて、スポーツ政策の発展・拡充とみてとれる半面、その他の政策に鈍化する可能性があることも示唆している。こうした総合的かつ計画的にスポーツ政策を展開するようになった一つの契機として、スポーツ立国の実現に向けた国家戦略化（2006）があげられる。また、同時期に文化政策（2007）においても国家戦略化が図られた。そもそも文化政策という言葉が使われるようになったのも 2000 年代になってからといわれている（小林, 2018）。我が国の文化政策も同様に、まちづくり、産業、集客等の手段となる傾向が強まっていることが窺える（吉田・吉田, 2017）。

本研究では、スポーツ政策と文化政策の変遷及び研究レビューを通して、文化政策の特質を手がかりにスポーツ政策の特質について明らかにすることを目的とする。省庁編成や政策変遷において類似した傾向のある文化政策に着目し、変遷や研究動向から政策の特質を提示し、それを手がかりにすることでスポーツ政策の特質を明らかにできると考えた。具体的には、(1) 国会におけるスポーツ庁（省）の設立をめぐる議論から論点を整理し、さらに文化政策における議論の動向を加えたうえで両政策の変遷について考察すること、(2) 文化政策に関する研究知見を手がかりに日本のスポーツ政策の特質を明らかにするこ

との 2 点を下位目的として設定する。

### 2. 方法

本研究では、「国会会議録検索システム」を用い、キーワード検索を行った。検索結果の該当会議録を精読し、スポーツ庁設置に関する議論を抽出し分析を行った。検索キーワードとしては、「スポーツ省」、「スポーツ庁」の 2 種類を用いた。また、論点を整理した後、Mangset (2020) の議論をもとに研究レビューを通して文化政策における課題の検討を行った。

### 3. 結果及び考察

検索結果としては、「スポーツ省」（62 件）、「スポーツ庁」（397 件）が該当し、次にスポーツ庁（省）設立に関する内容に関する会議録を 113 件抽出した。その抽出した議事内容を分析した結果、スポーツ庁設置に関する質疑の多くは、省庁横断の必要性（省庁再編の弾力化）を根拠に行われていた。その当時、答弁する大臣もしくは官僚は行政改革（行政組織のスリム化）を理由に設置の意向について明言を避けていた。また、同じ文科省の外局にある文化庁をみると、文化庁主体で領域を横断し政策を推し進めていくような議論はあまり見受けられなかった。

次に、Mangset (2020) の議論をもとに検討を行い、文化政策の特質として「道具的正当化」に着目した。政治との非合法性や EBPM との関連から政策の手段化が一層拡がりを見せていることを提示した。このことは、スポーツ政策においても文化政策と同様の政策特質として「手段的正当化」があげられることを示している。なお、詳細な結果及び考察については、発表当日に報告する。

### 4. 結論

本研究においては、文化政策の特質を手がかりにスポーツ政策の特質を明らかにすることができた。今後は、スポーツ政策における政策の手段化について、実証研究を通してより詳細な検討が必要である。

### 参考文献

発表時に併せて報告する。

# スポーツ・健康まちづくり施策の政策体系に関する研究

○齊藤富廣（筑波大学）・齋藤健司（筑波大学）

キーワード：地方創生、スポーツ・健康まちづくり、階層化分析、まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 1. 研究の動機

現在わが国では地方の人口が都市部に過剰に流入することによる、地方の活力低下と地方と都市部の人口格差が課題となっている。この課題を克服するために、国は「地方創生」の取り組みを行い、2019年には第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2020年から施策を展開している。そして、この第2期総合戦略の中に初めて「スポーツ・健康まちづくり施策」が組み込まれた。これは第1期総合戦略には見られなかった施策であり、スポーツ政策が地方創生という国家戦略の中に新たに位置づけられたことを意味する。また、この「スポーツ・健康まちづくり施策」は、階層的な構造を伴った新しいスポーツ政策の体系として示された。しかし、この施策に関する直接の研究は管見の限り見当たらず、特に同施策の政策体系については明らかになっていない。

## 2. 研究の目的及び意義

そこで、本研究は、新たに国家規模の総合戦略として示された「スポーツ・健康まちづくり施策」の政策体系を明らかにすることを研究の目的とした。同施策の体系を明らかにすることは、スポーツを活用した地方創生の政策や制度を分析し、今後の効果的な施策の体系や課題を考えるうえで重要な基礎的研究になると考えた。

## 3. 研究の方法

第1に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の公文書の内容を分析し、ロジックツリーを用いた階層化分析を行った。第2に、スポーツ庁が発行した「スポーツ・健康まちづくり関連施策一覧」の資料を分析し、同様に階層化分析を行った。そして、これら2つの分析結果を比較し、スポーツ・健康まちづくり施策の構造を分析した。

## 4. 結果及び考察

第2期総合戦略に関する階層化分析の結果、第1層から第4層までの階層が抽出された。特に第2層はス

スポーツ・健康まちづくりの施策の枠組みが示され、第3層では第2層を大別した施策のまとまりが示され、第4層では詳細な事業が示されている。第2期総合戦略の第2層には以下4つの施策の枠組みで構成されている。すなわち、①「スポーツを通じた経済・社会の活性化」、②「スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防」、③「自然と体を動かしてしまう『楽しいまち』への転換」、④「スポーツ・健康まちづくりを推進する基盤整備」である。他方、関連施策一覧に関する階層化分析の結果、第1層から第3層までの階層が抽出された。第2層は同様に施策の枠組みが示され、第3層ではそれぞれの詳細な事業が示されている。スポーツ庁関連施策一覧の構造の第2層には以下4つの施策の枠組みが抽出された。すなわち、①「共通（交付金等）」、②「経済・社会の活性化」、③「健康増進・心身形成・病気予防」、④「自然と体を動かしてしまう『楽しいまち』への転換」である。これら2つの施策の体系を比較すると、①「スポーツを通じた経済・社会の活性化」、②「スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防」、③「自然と体を動かしてしまう『楽しいまち』への転換」が両構造に共通し、スポーツ・健康まちづくり施策における「主要3施策」であることが指摘できる。また、「スポーツ・健康まちづくり施策」はこれまでスポーツ政策を中心に実施してきたスポーツ庁単独での施策ではなく、関係省庁を巻き込んだ幅広い施策を示している。その中でスポーツでのまちづくりを示しているのは「経済・社会の活性化」の枠組みに存在すると考えられる。

しかし、そもそもこの枠組みで事業が展開できる自治体は人口等の規模によって限界があるといえる。特に中山間地域等で人口が大幅に減少している自治体では、スポーツによるまちづくりではなく、健康施策によるまちづくりに頼りがちになり、スポーツで地域を活性化させることが難しいのではないかと指摘できる。

# 視覚障害者の視点からみた「共生社会ホストタウン」事業に関する研究

○植田俊（東海大学） 山崎貴史（北海道大学）

キーワード：オリ・パラを通じた街づくり、エクスカージョン調査、方法としての〈音〉

## 1. 目的

〈背景〉2021年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック（以下、東京オリ・パラ）は、共生社会の実現（＝多様性と調和）やレガシーを残すこと（＝未来への継承）をビジョンに組み込むことで、トップアスリートにとっての「競技会」というだけではなく、広く社会に大きなインパクトを残すことを企図した「アクション」の意味をもっていたことに大きな特徴があった。特に、競技会場以外の都市を中心に全国各地の都市105ヶ所を指定して、地域のバリアフリー化・ユニバーサル化の橋頭堡づくりを目指した「共生社会ホストタウン」事業は、ユニバーサルデザインの「街づくり」まで志向し、障害のある人々へ配慮した生活環境づくりへと波及しうるレガシーを残そうとする非常に重要なものであった。

〈問題の所在〉しかし、これまでオリ・パラが開催都市に残すレガシー研究においては、こうした事業を評価する視点をもってこなかった。健常者の障害理解におよぼす影響や（Brittain, I., 2016,）、開催都市・地域の障害者スポーツ文化に及ぼす影響（Frost, D J., 2021）が主な解明対象であり、都市への直接的な影響が議論されても、都市の施設整備の進捗や障害者政策への影響が指摘されるにとどまっていた（日本建築学会、2020；Legg. D., and Gilbert. K., 2011）。本来、バリアフリー化やユニバーサル化に意味を見出すのは「障害当事者」であり、彼ら彼女らの生活が基準となりそれは評価されるものである。

〈目的〉そこで本研究は、東京オリ・パラにおいて「共生社会ホストタウン」に選定された北海道札幌市を事例として、視覚障害当事者からみた本事業の成果と展望を明らかにすることを目的とした。本研究が視覚障害を選んだ理由は、都市はその登場以来、常に「見る／見られる」ことを前提とする「視覚都市」であったからである（吉見俊哉、2016）。

## 2. 方法

本研究は、①事業を計画・実施した札幌市スポー

ツ局への聞き取り調査、②事業に関わった人々・団体への聞き取り調査から当該事業の詳細を明らかにした上で、③視覚障害者と一緒に当地及び事業の対象以外地を踏査しながら、その空間をどのように〈音〉として捉えているのかを記録していくエクスカージョン調査を実施し、結果を比較することで事業による変化や成果の評価を試みた。

## 3. 結果

ここまでの調査の結果明らかになったのは、当該事業が「健常者の認識変容」を志向するソフト事業に重きが置かれていたこと、都市のバリアフリー化は、「多様性への配慮」の志向に基づくというよりもむしろ、当該事業以前から推進されてきた「消費空間化」を目的とした都市再開発の流れと連動しているため場所が偏在しており（山崎、2021）、視覚障害者の日常生活とのズレがみられるとともにそれを構造化する方向に働いていたことが明らかとなった。

〈参考文献〉

Brittain, I., 2016, *The Paralympic Games Explained: Second Edition*, Routledge.

Frost, D J., 2021, *More Than Medals: A History of the Paralympics and Disability Sports in Postwar Japan*, Cornell Univ Pr.

日本建築学会、2020、「特集07 パラリンピックがひらくインクルーシブな都市」『建築雑誌』第135集・第1739号。

Legg. D., and Gilbert. K., 2011, *Paralympic Legacies*, Common Ground Publishing.

山崎貴史、2021、「パラリンピックと開催都市のバリアフリー化—パラリンピックは都市をどのように変えるか」、『都市問題』10月号、p. 32-37.

吉見俊哉、2016、『視覚都市の地政学—まなざしとしての近代—』、岩波書店。

付記：本報告は、日本私立学校振興・共済事業団「2022年度若手・女性研究者奨励金」の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

子ども・青少年のスポーツライフ・データ

# 約20年分の マージデータ 無償提供を開始



笹川スポーツ財団では、スポーツライフ・データの子ども・青少年調査について、2002年～2019年までの約20年分のローデータを1ファイルに統合した「マージデータ」の無償提供を開始しています。

学術研究にお役立てください。



【スポーツライフ・データ】  
マージデータ

[https://www.ssf.or.jp/thinktank/sports\\_life/application/index.html](https://www.ssf.or.jp/thinktank/sports_life/application/index.html)

スポーツで社会課題を解決するスポーツシンクタンク。笹川スポーツ財団

スポーツライフ・データの使用申請について

検索



最新号発売中！

子ども・青少年のスポーツライフ・データ2021  
新型コロナウイルス感染症の影響と子ども・青少年の運動・スポーツ  
4,180円(本体3,800円+税10%) 224ページ/A4判

最新  
調査結果

【心の健康】

- 12～21歳の約7割に抑うつ症状は確認されず
- 高頻度・高強度で運動・スポーツを行う者ほど、抑うつ症状が少ない傾向

2023年3月発売予定 「スポーツライフ・データ 2022」「スポーツ白書 2023」